

駐車違反には厳しい措置がとられます

四月一日施行

増える自動車台数と運転免許人口——この数と同じように、交通事故はここ数年増加し、交通事故死者も五年連続して九千人を突破しています。このような交通事故の原因の一つとして、交通の流れを妨げる違法駐車があります。また、現在の交通違反等に対する罰金や反則金の額は、最近の物価水準などに比べ著しく低いいため、違反行為を防止する機能が低下していることもあげられます。

交通事故を減らし、安全な交通環境をつくるため、昨年、道路交通法の一部が改正され、四月一日から施行されることになりました。そこで、主な改正点を見てみましょう。

パーキング・チケットによる短時間路上駐車ができます

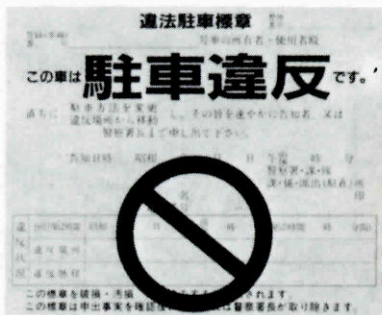
パーキング・チケット発給設備が設けられている道路では、短時間の駐車ができるようになります。

パーキング・チケット発給設備から、パーキング・チケットの発給を受け（有料）、それを車のフロントガラスの内側の、前から見やすいところに掲示すると、所定の時間駐車することが出来ます。

駐車違反ステッカーを勝手にはがすと処罰されます

駐車違反をしてはられたステッカーを勝手に破ったり、取り除くと処罰（二万円以下の罰金または料料）されます。駐車違反のステッカーをは

違法駐車車両に取り付けるステッカー



られたときは、すみやかに車を移動し、最寄りの警察官に申し出なければなりません。ステッカーは、その際警察官がはがします。

違法駐車車両のレッカー移動が活発に行われます

交通の妨げになり、危険を生じさせる違法駐車車両は、速やかに移動されます。移動については、公安委員会の指定した公益法人が行うことができるようになります。

罰金・反則金が引き上げられます

罰金が二倍、反則金は約一・五倍に引き上げられます。特

に駐車違反に対する反則金については、大幅に引き上げられます。

交通反則通告制度（青切符）の適用範囲が拡大されます

交通反則通告制度とは、交通違反行為のうち、比較的軽いもの（反則行為という）について、一定期間内に郵便局や銀行に定額の反則金を納めれば、裁判所の審判を受けないで事件が処理されるものです。

今回の法律改正で、過去一年以内に反則行為をして免許停止処分を受けたことがあ

ても、特定の反則行為の場合には、交通反則通告制度が適用されます。

また、時速二五キロ以上三〇キロ未満のスピード違反についてもこの制度が適用されます。

行政処分の基礎点数（違反点数）の一部が変わります

駐車違反（駐車禁止場所等）の違反点数が二点に引き上げられます。また、時速二五キロ以上三〇キロ未満のスピード違反の違反点数が三点になります。

家族そろって

油谷町交通災害共済に加入しましょう

わずかな掛金で最高一〇〇万円の見舞金

加入資格
加入の月から昭和六三年三月三日まで

加入申請
三月一日から受付けます。

加入申込書に掛金を添えて、各部落の婦人会へ申し込んでください。なお、役場・各支

所でも受付けます。

昭和六二年四月一日または